

北 庄 内 合 併 協 議 会 資 料 ( 行 財 政 シ ス テ ム に 関 す る 小 委 員 会 資 料 )

|            |  |
|------------|--|
| 協定項目 1 3   | 事務組織及び機構の取扱いについて   |
| 調整方針 ( 案 ) | <p>新市の事務組織及び機構については、以下のとおりとする。</p> <p>本所は、現在の酒田市の組織機構を基本として、合併までに調整する。</p> <p>支所の組織機構は、4部門により構成される課を基本として、業務量や事務の性質等を考慮しながら合併までに調整する。</p> <p>支所の名称並びに各部課室等の名称は、市民にわかりやすい名称とすることを基本として、合併までに調整する。</p> |

「新市の組織機構のイメージ」

| 本 所                  | 支 所                  | 備 考  |
|----------------------|----------------------|--|
| <p>本所の組織機構 ( 案 )</p> | <p>支所の組織機構 ( 案 )</p> | <p>左記の案を基本として、具体的な組織機構は今後の業務量や事務内容の精査により構築される。</p> <p>(1) 係の配置及び人員配置並びに施設の位置付け等を含む細部については、合併までに調整する。</p> <p>(2) 支所は、本所の各部課を通して予算要求するほか、一定の分野については、直接本所の財政担当課に予算要求する。</p> <p>(3) 支所における行政委員会の組織は、原則として長部局の職員が兼務又は併任するものとする。ただし、教育委員会組織については、合併までにありかたを検討する。</p> <p>(4) 各組織・機関・施設等の名称は、市民にわかりやすい名称とすることを基本として、合併までに調整する。</p> |